

旅行業務取扱料金表

エクスペリサス株式会社
(東京都知事登録旅行業 第 2-7580 号)

手配旅行契約に係る取扱料金

区 分		料 金
〔1〕 取扱料金	宿泊機関等を手配する場合	宿泊機関等 1 件 1 手配につき費用の 20%以下
	運送機関等を手配する場合	運送機関等 1 件 1 手配につき費用の 20%以下
	観光券等を手配する場合	観光券等を単一に手配する場合、観光券等 1 件 1 手配につき費用の 20%以下
	特別な手配を要する場合	1 件 1 手配につき費用の 50%以下 ※「特別な手配」とは、次のいずれかに該当する手配をいいます。 ① 2 以上の都道府県にわたる行程の調整を要する手配 ② 複数の運送・宿泊機関等との個別交渉を要する手配 ③ 車種、使用言語等について個別の条件指定があり、その実現のために通常の手配を超える調整又は交渉を要する手配
〔2〕 変更手続料金		当該変更された宿泊機関・運送機関・観光券等に係る費用の 20%以下
〔3〕 取消手続料金		当該取消された宿泊機関・運送機関・観光券等に係る費用の 20%以下

注：

- 1、上記の各料金には消費税が含まれています。
- 2、お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
- 3、特別な手配に係る取扱料金は、通常の手配料金（費用の 20%以下）に代えて適用し、両者を重複して申し受けることはありません。
- 4、本料金表における「費用」とは、当該手配、変更又は取消しの対象となる旅行サービスについて、運送機関、宿泊機関その他のサービス提供者に支払う運賃・料金等をいい、当社の旅行業務取扱料金を含みません。

施行日：2026 年 9 月 16 日